久喜市剪定枝葉粉砕機貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、庭木等の剪定で発生する枝葉(以下「剪定枝葉」という。)の再利用を促進し、廃棄物の減量化及び資源化を図るため、市民に対し、剪定枝葉粉砕機(以下「粉砕機」という。)の貸出しを行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 粉砕機の貸出しを受けることができるものは、市内の土地の剪定枝葉を 自ら処理しようとする者又は団体とし、次の各号のいずれかに該当するものと する。
 - (1) 市内に住所を有するもの
 - (2) 市内の自治会、町内会その他の営利を目的としない団体
 - (3) 市内に所在する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
 - (4) その他市長が適当と認めるもの

(予約)

第3条 粉砕機の貸出しを受けようとする者(以下「利用者」という。)は、貸出しを受けようとする日(以下「貸出開始日」という。)の前日までに、予約しなければならない。

(申請)

- 第4条 利用者は、貸出開始日までに剪定枝葉粉砕機貸出申請書(別記様式)を 市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請に当たり、利用者は、第2条各号の要件に該当することが確認で きる書類を提示しなければならない。

(費用負担)

- 第5条 粉砕機の貸出しは、無償とする。
- 2 粉砕機の使用及び運搬に要する費用は、利用者が負担するものとする。

(貸出期間)

- 第6条 粉砕機の貸出期間は、貸出開始日を含め連続した8日以内とする。ただし、貸出しを終了する日が久喜市の休日を定める条例(平成22年久喜市条例 第2号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者が第2条各号の要件に該当しなくなったと きは、速やかに粉砕機を返却しなければならない。

(貸出及び返却)

- 第7条 粉砕機の貸出しは、市長が指定する場所において、利用者に対し直接引き渡す方法により行うものとする。
- 2 粉砕機の返却は、市長が指定する場所において、利用者が直接持参する方法 により行うものとする。

(利用条件)

- 第8条 利用者は、粉砕機の利用に関し、次に掲げる利用の条件を遵守しなければならない。
 - (1) 粉砕機により粉砕した剪定枝葉は、堆肥又は雑草の発生抑制等に再利用すること。
 - (2) 粉砕機を使用するときは、騒音及び剪定枝葉の散乱防止等に配慮すること。
 - (3) 粉砕機の形状を変え、又は改造しないこと。
 - (4) 粉砕機に異常が生じた場合は、市に報告し、その指示に従うこと。
 - (5) 粉砕機を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
 - (6) 粉砕機を営利目的に使用しないこと。
 - (7) 粉砕機の処理能力を超えて使用しないこと。

(貸出しの中止)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、貸出しを中止 し、貸出した粉砕機を返却させることができる。

- (1) 利用者が前条各号に掲げる利用条件に違反したとき。
- (2) その他管理上特に必要があると市長が認めたとき。

(損害賠償)

第10条 利用者は、貸出しを受けた粉砕機を破損し、汚損し、又は紛失したときは、利用者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(免責)

第11条 貸出しを受けた粉砕機の使用により、利用者が被った損害又は利用者 が第三者に与えた損害については、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、粉砕機の貸出について必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

剪定枝葉粉砕機貸出申請書

年 月 日

久喜市長 あて

申 請 者所 在 地

団 体 名

代表者氏名 (個人の場合は住所及び氏名)

電話番号

剪定枝葉粉砕機の貸出しを受けたいので、久喜市剪定枝葉粉砕機貸出事業実施要綱第4 条第1項の規定により、次のとおり申請します。

貸	出	期	間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
貸の	出 及 場	び 返 湯	却所		
使	用	場	所:	□申請者の住所又は所在地と同じ(異なる場合は下段に記入)	
	,			久喜市	
粉和	砕した剪 用	剪定枝葉 方	きの 法	□発酵させて堆肥化 □雑草の発生抑制 □土の乾燥予防 □粉塵の巻き上がり防止、美観形成 □その他()
申	請者	の区	分	□個人 □自治会 □町内会 □PTA □婦人会 □老人クラブ □学校 □その他()
-	取 者	住	所		
	申請者 異なる	氏	名	(申請者との関係:)	
_	合のみ	電話者	番号		
誓	約	事	項	利用に当たっては、久喜市剪定枝葉粉砕機貸出事業実施要綱を設守します。	尊
備			考		

※市使用欄(記入しないでください)

		*			
受付日		受付番号		貸出機	
確認書類	□個人番号カー □その他(ード □運	転免許証	□健康保険証)